

第1回 燕市・弥彦村水道事業統合協議会 議事録（要旨）

日 時：平成29年5月31日（水） 午前9時55分～10時25分

場 所：燕市役所 1階 会議室101

出席者：〈燕市〉鈴木市長、南波副市長、田辺企画財政部長、松村水道局長、
前山総務課長、清野経営企画課長、斉藤施設課長、山浦施設課長補佐
〈弥彦村〉小林村長、青木副村長、山岸総務課長、笹岡建設企業課長、
小出建設企業課長補佐
〈新潟県福祉保健部生活衛生課〉吉岡参事、東城主任

事務局：〈燕市水道局経営企画課〉小池課長補佐、小杉副参事、春木係長、明田川主査、
海津主任、高橋主事

報道機関：13社

会 議

1 開会

（司会：松村水道局長）

只今より、第1回燕市・弥彦村水道事業統合協議会を開会する。

2 会長、副会長あいさつ

（司会）

燕市・弥彦村水道事業統合協議会規約第3条において、会長には燕市長、副会長には弥彦村長をもって充てるとされている。初めに会長の鈴木燕市長からあいさつをお願いする。

（会長：鈴木市長）

先ほど、小林村長さんと水道事業の統合に向けて協議するという覚書を締結させていただいた。あらためて、弥彦村さんのご理解に対して心より感謝申し上げます。また、広域化を進めるにあたって交付金がもらえるかがポイントであり、新潟県福祉保健部生活衛生課さんからは鋭意相談に乗っていただき、この場を借りて感謝申し上げます。

さて、協議する項目はいくつかあるが、お互い方向性は決まっていて、ひとえにそれぞれの地域住民の皆さんに安全・安心でおいしい水を供給し続けるためにはどうあるべきかという立場に立って、建設的な議論を交わしていきたい。これから円滑に協議会が進行することをみなさんをお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

（副会長：小林村長）

本日、いよいよ具体的な事業実現に向けてスタートする。本当に弥彦村にとってはありがたいと思っている。弥彦村は観光地であるが、一番の難点は水がまずいことである。もっとおいしい水ができないかと思っていたが、燕市との広域水道により、信濃川本流から取水でき、村民はもちろんのこと、観光客にも弥彦の水を堪能していただけないかと期待

している。いろいろ課題はあるが、燕市とっしょに解決して、早く実現していきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

3 議題

(司会)

協議会規約第4条において、会議は会長が議長になるとあり、燕市長に議長をお願いする。

(議長：鈴木市長)

議長として会議を進める。時間も限られているので、スムーズな議事進行に協力をお願いする。

議題(1) 燕市・弥彦村水道事業統合協議会の協議事項(案)について

(議長)

事務局から説明を。

(事務局)

資料1は、本協議会の規約で、第2条所掌事務に、本協議会で今後協議することになる6つの協議事項が掲げられている。それぞれの協議事項について、資料2で具体的に説明させていただく。本協議会は、規約第2条の規定に基づき、燕市と弥彦村の水道事業の統合に向けて、次に掲げる事項について協議する。

「1 水道事業広域化基本計画の策定」について

水道事業広域化基本計画は、燕市と弥彦村の水道事業を広域化するにあたっての基本的事項を定めるものであり、本計画の策定に向けて検討、協議を行う。なお、本計画は、燕市と弥彦村の浄水場施設を再構築するための整備方針が主となるものであり、具体的な広域化基本計画の策定方針は、次の議題で説明させていただく。

「2 経営の主体」について

燕市と弥彦村、2つの市村が1つの水道事業を共同で経営することになるため、その経営の主体は一部事務組合となる。その経営方法は2つあり、1つ目は、水道事業は地方公営企業法が適用されるので、水道事業だけを経営する新たな企業団を設立して経営する方法。2つ目は、現在、燕市と弥彦村で組織する既存の一部事務組合である燕・弥彦総合事務組合の共同処理事務に水道事業を加えて経営する方法である。この2つの方法のどちらを採用するか協議することになる。

「3 統合の時期」について

2で協議して決定する新たな経営の主体が、水道事業を開始する時期について協議を行う。

「4 経費の負担」について

1で策定する水道事業広域化基本計画に基づく浄水場施設再構築事業費及び本協議会の運営経費について、燕市と弥彦村の負担をどのようにするのかを協議する。

「5 水道料金」について

水道事業を統合するにあたって、現在、燕市と弥彦村で異なっている水道料金の算定方法をどのようにするのか、料金の統一を含め協議する。

(議長)

事務局が説明した内容について、ご意見、ご質問はないか。

無いようなので、議題（1）は事務局案のとおりとし、今後はこれらの項目について協議していく。

議題（2）水道事業広域化基本計画の策定方針（案）について

(議長)

事務局から説明を。

(事務局)

資料3にて案を説明する。本協議会を設置する燕市と弥彦村は、水道事業広域化基本計画を策定するにあたり、次の基本方針を確認する。

「1 燕市と弥彦村の浄水場施設再構築整備方針を主とした計画」について

既存の浄水場施設が老朽化しているという現状は、燕市と弥彦村の共通の課題であり、共同で整備することによって、建設コストの削減などのメリットが見い出せ、この広域化を進めることになった。よって、本計画は、燕市と弥彦村全体で浄水場施設を再構築する整備方針を主とした計画になる。なお、その他の協議事項である経営の主体、統合の時期、水道料金については、今後、基本協定に定めるそれぞれの方向性、基本的な方針を本計画に盛り込む内容にしたい。

「2 燕市水道事業基本計画をベース」について

今年の3月に策定した燕市水道事業基本計画は、浄水場施設再構築事業を進めるにあたって、統合浄水場の適正な施設規模、浄水処理方式、建設場所などの基本的事項を定めたものである。燕市の基本計画は、燕市の水道事業の特性等に基づき策定したものであるが、弥彦村との広域化も視野に入れつつ、統合浄水場から弥彦村へ送水することも想定できる内容となっている。よって、燕市と弥彦村との浄水場施設再構築整備方針は、燕市水道事業基本計画をベースとして、弥彦村水道事業の特性を踏まえ、統合浄水場から弥彦村への送配水整備をどのようにするかを加えた内容になる。

資料4、燕市水道事業基本計画で、燕市単独の整備方針を確認する。

11 ページ、浄水場施設再構築の基本的な考え方は次のとおり。

- (1) 地震などの災害に強い浄水場
- (2) 安全なおいしい水を安定供給できる浄水場
- (3) 将来の水需要の動向に対応できる浄水場

以上のコンセプトは、広域化基本計画でも踏襲していく。

12 ページ、統合浄水場の供用開始年度は平成 37 年度に設定している。共同で整備する場合も、この平成 37 年度を目標としていく。

統合浄水場の建設場所は、13 ページの図 5.1 の第 3 案、分水地区の信濃川左岸、笈ヶ島地内での建設を予定している。

17 ページ、浄水場再構築整備方針で採用したのは、第 2 案、燕地区、分水地区は統合浄水場から直接配水し、吉田地区は統合浄水場から吉田浄水場の配水池を經由して配水するという方針である。19 ページ、第 2 案参考図がそのイメージである。広域化基本計画では、この整備方針を基本として、弥彦村への送配水をどのようにするのが大きな論点になる。

23 ページ、統合浄水場の浄水処理方式は、信濃川の水質等を考慮し、濁質の除去等に優れている膜ろ過方式を採用する。これにより、安全なおいしい水の供給を目指すものである。

広域化基本計画は、統合浄水場の供用開始年度、建設場所、浄水処理方式など、燕市の基本計画を踏襲し、統合浄水場から弥彦村への送配水をどのようにするのかを、燕市の基本計画をベースに検討していく。

(議長)

事務局が説明した内容について、ご意見、ご質問はないか。

無いようなので、議題(2)は事務局案のとおりとし、燕市水道事業基本計画をベースに、弥彦村へどのように配水していくのかを主要課題として協議していく。

議題(3) 水道事業広域化スケジュール(案)について

(議長)

事務局から説明を。

(事務局)

資料 5 は、平成 32 年度から新たな統合団体が水道事業を開始することを想定したスケジュールである。燕市単独の場合での水道事業認可を、平成 31 年度に予定していたこともあり、平成 32 年 4 月の事業開始を想定した。事業統合するための必須事項は、組織を統一することであり、統合団体を設立又は変更する場合は、燕市と弥彦村が協議によって規約を定め、議会の議決を経て、新潟県に設立許可等の申請をすることになる。この手続きを平成 31 年度に行うことを予定しており、規約を定めるための協議を本協議会で行う。本日が第 1 回の協議会で、8 月の第 2 回協議会で広域化基本計画の案を協議。11 月の第 3 回協議会で経営の主体、統合の時期、水道料金などの基本方針を協議し、年明けに水道事業の統合に係る基本協定を締結したい。30 年度は、協議会を 3 回ほど開催し、基本協定に基づいた具体的な協議を進め、規約を定めていく。なお、協議会での協議事項については、随時、議会へ報告していく。

(議長)

統合団体の事業開始を、平成 37 年度の供用開始に合わせるのではなく、平成 32 年度にした意味あいをもう一度。

(事務局)

燕市は現在3つの水道事業があり、燕市水道事業基本計画で事業統合を平成31年度に予定している。統合浄水場の供用開始は平成37年度であるが、弥彦村との水道事業統合も併せて平成31年度に申請し、平成32年度から事業を開始したい。

(水道局長)

平成32年度に統合団体での事業を開始するが、平成37年度までに統合浄水場の建設を終えて供給を開始するというスケジュールとなる。

(議長)

平成32年度から37年度までは、施設は古いままであるが経営は一つであり、その間の人員体制や料金をどうするのか、今後協議することになる。

(副会長)

村民の一番の関心事は料金である。おいしい水を供給できることは間違いないし、その他大きな問題はないと思っている。

(議長)

第1回は、これから何を議論するか整理し、どの方向に走っていくか確認する会議であった。具体的な協議は第2回目以降となる。

4 その他

なし

5 閉会

(司会)

次回の協議会は、水道事業広域化基本計画(案)を議題とする予定である。これにて、本日の会議を閉会する。